

令和6年第1回定例会会議録（第2号）

令和6年3月5日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知
市民税課長	佐保博士	政策企画課長	清末妙

産業政策課長	大町 史	こども部次長 兼子育て支援課長	中西 郁夫
健康推進課長	和田 健二	介護保険課長	阿南 剛
スポーツ推進課長	豊田 正順	建設部次長	渡邊 克己
防災危機管理課長	中村 幸次	学校教育課長	松丸 真治

○議会事務局出席者

局長	河野 伸久	議事総務課長	中村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩男 涼子	係長	甲斐 俊平
主査	松尾 麻里	主査	佐藤 雅俊
主事	定宗 隆一郎	事務員	尾割 春晃

○議事日程表（第2号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議
第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康）ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○10 番（阿部真一）自民新政会の阿部真一でございます。会派を代表して議案質疑させていただきます。

初めに、事業番号 0661、体育振興に要する経費の追加額についてでございます。

補正予算書 48 ページを御覧ください。

今回、スポーツ全国大会出場校の児童生徒の応援交通費補助金として、補正を計上されております。この全国スポーツ大会出場校の児童生徒の応援交通費補助金の趣旨をまずお伺いしたいと思います。

○スポーツ推進課長（豊田正順）お答えいたします。

この補助金は、市内の小中学校及び高等学校が全国大会に出場する場合、その出場校のスポーツ部員以外の児童生徒が応援のために大会開催地まで往復する交通費を補助するものでございます。

補助金の交付につきましては、児童生徒が 30 人以上応援に行く場合で補助対象経費の 2 分の 1、1 往復につき 100 万円を上限とするなどの条件がございます。

○10 番（阿部真一）今、答弁がありました。この別府市スポーツ全国大会出場校の児童生徒の応援交通費補助金の要綱の内容で、第 3 条に児童応援の 30 名以上が応援に行く場合に交付するものという規定がございます。今回のこの予算、当初予算ではゼロ予算でございまして、過去 3 年で見ますと令和 3 年が第 103 回全国高等学校野球選手権大会、明豊高校に 100 万円、令和 4 年度、2022 年夏、これは第 104 回全国高等学校野球選手権大会、これも明豊高校 300 万円、令和 5 年度、2023 年夏の大会でございます。これも明豊高校の 100 万円ということで、過去、平成 20 年からこの要綱の定めによって支出されているわけですが、ではこの応援補助金でございますが、要綱を見ると市内の小学校、中学校、高校まで補助対象になっておりますが、市内の学校でどのくらいの数が全国大会に出場して、この補助金を交付されているのはどれくらいなのか、御答弁いただけますか。

○スポーツ推進課長（豊田正順）お答えいたします。

当課が把握しております全国大会の件数と補助件数でございます。令和 2 年度が大会件数が 1、補助件数が 1、令和 3 年度は大会件数が 16、補助件数が 1、令和 4 年度は大会件数が 18、補助件数が 1 となっております。

○10 番（阿部真一）答弁ありました。令和 3 年度が 16 の全国大会に出場しておりまして、この補助金を使った件数が 1 件、令和 4 年度が大会数、全国大会の出場が 18 件、これも補助件数が 1 件となっており、令和 5 年度も 1 件の補助ということで、確認をさせていただきました。

この部分を勘案すると、まず補助されたこの 1 件、明豊高校の野球の応援金でございます。要綱を見ると先ほど冒頭に言った、応援に行く人数の 30 人の規定がございます。この部分で令和 3 年度が 16 分の 1 件、令和 4 年度が 18 分の 1 件というふうになって、この要綱の趣旨にある小学校、中学校及び高校の児童に要する補助金というところから少し離れているというふうに、過去の委員会の中の質疑でも指摘された部分がございます。

また、当初予算で、まず反映されていない経緯もございまして、過去を見ますと、夏の大会は専決処分予算計上しております。春の大会に関しては、この 3 月議会で補正予算として計上しているわけですが、当初予算として年度当初から盛り込んでいただいて、この要綱の中にある 30 人規定というのを、また精査をしていただきたい。それは先

ほど言った数字のように、十数件の全国大会に行かれている小学校、中学校、高校のスポーツがございます。子ども、児童に関わるスポーツに関しては、教育の面から言うと、やはりイベント制ではなく、人材に対する投資として公平平等に補助金を支出していただきたい、そのように考えております。

ぜひ、今回明豊高校、もう強豪校でございますし、市内の皆さんも明豊高校の野球、春夏通して勝ち進むことを願っておりますが、他のスポーツに関しても、過去の要綱を見ると、10年ほど前は、補助対象が野球だけでした。条項を変更して、どのスポーツにでも支出できるような要綱になっておりますが、応援の人数に関して制限がありますので、ほかのスポーツに充当しづらい部分が考えられますので、今後ぜひ調査研究していただきたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

保育所入所に要する経費の追加額でございます。

これは補正予算（第12号）事業番号が0295、30ページでございます。

この追加額として、今回補正予算で保育園運営費負担金として1億5,900万円を計上しております。この計上した内容について御説明いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

保育園運営費につきましては、公定価格において、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を引き上げるものであります。改定率は5.2%程度とし、令和5年4月1日に遡及し、適用されるものであります。

財源内訳でございますが、国庫負担金がおよそ2分の1、県負担金およそ5分の1となっております。

○10番（阿部真一） この予算計上として、負担金としては、要は私立の保育園施設の人件費に充当しているということで、これは昨年の12月、人事院勧告により公務員の方の給与が増加しておることに伴って、公平性を保つために私立の保育園運営費として支出している内容ということで答弁がございました。

それではもう一つ、保育園補助者雇上強化事業補助金として今回1,145万円が、これは減額になっております。この保育補助者雇上強化事業と保育士等就労奨励事業補助金の2つ行っているわけでございますが、この制度の財源内容と減額になった要因、それを答弁願えますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

保育補助者雇上強化事業補助金でございますが、保育士等の業務負担軽減のため、保育士の資格を有しない保育補助者を雇い上げた保育所に、雇上げにかかった経費を補助する事業でございます。

財源内訳は、県負担金が、県の負担が8分の7となっております。令和4年度補助実績は7つの施設で、令和5年度は11施設への補助を見込みましたが、年度途中で雇い上げたケースであったり、年度途中で保育士資格を取得したため、年度途中で補助対象外となったケースなどもあり、補助対象経費が当初の見込みを下回ったため、今回減額補正ということをさせていただきました。

○10番（阿部真一） この別府市が行っている雇上強化事業と就労奨励補助事業、この2つの補助事業がございます。先ほど当局から説明があったとおり、今回減額になっているのは、雇上強化事業の部分の減額、すなわち民間で雇用されている非正規、パートタイマーの方々の給料が減額を補正されている。減額されているということは、申請が園のほうからなかったということでございますが、この要因としてまずちょっと先にお聞きしたいのは、この補助金が、施設に支給される時期はどのような時期になっておりますか、お答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

年間の補助金額を概算払いとして、年度末の3月中に一旦支給をさせていただいております。年度終わりました4月以降に精算を行っております。

○10番（阿部真一） 年度末に支給ということで、やっぱり年度1年間あるうちに、パートタイマーの方が保育士の資格を有してこの補助金にありつけなかったとか。現場の声としてはその支給の時期と、そこで働く雇用をした方の雇用状態が変わっていくというのは非常にあるというふうにお聞きしております、この補助金が減額になった予算が消化されなかった原因の一つとして、年度途中で、やはり民間の事業者の方に、支給の仕方がどうなのかというのをやはり担当課も事業者のほうに問い合わせさせていただきたいというふうに考えております。

それではこの事業で、新規に雇用した方の人件費分を年度末に補助金として支給されているということでございますが、例えば年に何度か分けて支給するということは原課のほうで可能なのか、お答えいただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

支給の時期や回数などについては、事業者の方々の御意見も参考に、事業の効果なども含め検討したいと考えております。

○10番（阿部真一） 減額になってるわけでございますから、何らかの要因で当初の予算を積算したときとの相違というのがあると思います。事業として、適切な予算措置をする上で、また事業者の適切な雇用の底上げになるように今後支援していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

企業誘致推進に要する経費でございます。

事業番号0154、一般会計補正予算の21ページを御覧ください。

この企業誘致推進に要する経費についてでございますが、2つの補助事業を行っております。サテライトオフィス等整備促進事業補助金、オフィス系企業誘致促進補助金、この2つが企業誘致推進に要する経費として予算計上されております。以上2つの予算に対して、今回減額補正が示されております。予算構成上異なるとは思いますが、それぞれ個別の減額の理由をお聞きしたいと思います。

まず初めに、このサテライトオフィス等整備促進事業補助金、これが減額になった原因をお聞かせください。

○産業政策課長（大町 史） お答えいたします。

この補助金は、都市部から別府市へ進出する企業の誘致促進や移住者、定住者の増加を図るため、進出企業が利用できる施設を増やすことを目的に、建物の整備に要する経費に対して交付をするもので、申請した事業経費の2分の1にデジタル田園都市国家構想交付金が充当されることとなっていました。令和5年度は申請の希望はあったものの、建物の新耐震基準の補助要件を満たせず、申請につながらなかったため、減額をすることとなりました。

○10番（阿部真一） 今答弁があったとおり、これはデジタル田園都市国家構想交付金を活用して補助を行っている事業でございます。その中で、やはり国と地方行政の在り方で、その地域の経済状況も違いますし、人口の構成も違います。その辺を勘案して、やはりまずサテライトオフィス等整備促進事業においても、なかなか別府の商業形態にマッチしない部分がありますし、このデジタル田園都市国家構想交付金を取りにいく場合に、国の予算で策定しますんで、要綱を見せてもらいましたが、普通の事業者さんじゃなかなか難しい部分があると思います。恐らく担当課に聞きにいても、100%の事業者が理解できる説明に至っているのかというのは、その辺も担当課も苦労してるみたいではございます

が、B - b i z L I N Kとか担当課の職員のやっぱり知見を高める必要があるのではないかなというふうに考えております。

この補助金をやはり申請するに当たって、いろいろな要件を整えることが必要となってきます。特に、先ほど言いました国に関する補助金は、要件が厳しく、そして起案も大変難しいと感じております。今回、新耐震基準というのがこの補助要綱のほうに入っておりますが、この補助に対する建物の安全性を担保するという点では、緩和することも国が関わることなんで難しいかもしれませんが、申請者により分かりやすく、交付要綱の説明を工夫する必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、もう一個のオフィス系企業誘致促進補助金、これが約3,500万円の予算に対して1,390万円の減額になっております。これの要因をお聞かせください。

○産業政策課長（大町 史） お答えいたします。

この補助金は、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、別府市にオフィス系事業所を設置した進出企業に対して交付をするものです。令和5年度については、令和2年度から4年度に別府市に進出していただいた企業6社と、新規進出企業分2社の計8社分の予算を計上していましたが、補助要件である雇用人数を満たせなかった企業があり、申請の実績が3社となったため、減額をすることとなりました。

令和5年度に進出していただいた企業1社につきましては、補助金交付申請が事業開始から1年以内となっていることから、令和6年度予算での交付となる見込みです。

○10番（阿部真一） このサテライトオフィス等整備促進事業補助金、オフィス系企業誘致促進補助金、この2つに関しては、物件の改修の費用、そして雇用の費用など事業主には大きな自己負担が必要となる補助金でございます。今後、別府市も企業誘致も必要であるというふうに考えております。と同時に、冒頭で申しました、やはり別府の経済状況を勘察した商店街の空き家対策等、より身近な市民、そして別府市の事業者に応じた補助金の内容の訂正というか、改善も必要ではないかなというふうに思いますが、その辺は当局としてはこの減額に対してどのように考えておりますか。

○産業政策課長（大町 史） お答えいたします。

商店街につきましては、イベントの開催や街路灯の維持管理などに対して補助金を交付しています。企業誘致で、別府に新しい人の流れや雇用の場を作り出し、令和5年7月と12月に開催したお仕事フェアや、令和6年2月に開催した、別府へ進出していただいた企業と大学生との交流イベントTerminalのような、企業と高校生、大学生、転職希望者などをつなげるイベントを通して雇用の機会の創出に取り組むとともに、商店街のにぎわい創出に向けて取り組んでおられる方々の思いや、活動に寄り添った支援にも努めてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） いろんな取組をして、今、時系列で点がもう点になったままで、線として今後補助をしっかりと進めていって、まちづくりの基盤というか基礎をしっかりと固めていっていただきたいというふうには考えてます。

そこに、別府で事業をされている方々地権者の高齢化や、担い手の不足というのは考えられますし、別府市の単費でこれは支出していかなければいけない部分の政策ではないのかなというふうには思いますが、国の補助金を活用しながらやることは、大変重要であります。事業者としては理解がなかなか難しい制度でございますので、それは担当課として調査研究をして、あらゆる事業者に対応できるようにしていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

議第22号別府市奨学金に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例の改定でございますが、別府市、そしてお隣の分市も、今議会に上程をされ

ておる部分でございます。

では、今別府市の奨学金に関するこの条例を一部改正しようと思った経緯、それを教育委員会、お答えできますか。

○学校教育課長（松丸真治） お答えいたします。

現行、返還の免除は、返還期間中に市内に居住した場合半額免除、市内の保育所等で保育士として勤務の事実がある場合半額免除、合わせて全額免除としております。これは平成30年当時、保育士不足を解消する目的で免除規定を改正しましたが、現在は保育士に限らず、人手不足と言われております。

そのため、他市町村の奨学金の返還期間や免除規定の現状等を調査し、本市の奨学金の在り方について課内で協議し、奨学金の返還を免除する職種を限定せずに、若者の市内での就労を促進する一助となればと考え、今回、条例の一部改正を提案いたしました。

○10番（阿部真一） この条例、奨学金のもともとの構成でいくと、中学生が卒業して高校に進学をするときの奨学金は、基本無返済の趣旨である奨学金ということ。高校から大学に進学する進学者に対しての奨学金は貸与、要は貸付けである部分がございます。この大学に進学する貸付けの部分の職業要件、卒業してからの要件の緩和をするということで今回条例の改正が提案されております。

就職後新生活が始まる上で、同時に奨学金の返済が始まるというこの制度上の問題は、全国的に見ても、様々な部分で問題視され、議論をされております。かつ別府市議会においても複数の議員から、昨年的一般質問、予算決算質疑の中で指摘をさせていただいている部分があります。

それでは、今回のこの一部条例の改正になるに当たり、これから受給する方に関しては、その後の居住の確保、別府市に勤めてもらうということと、職の種類に関しては職種に限らず返還不要、免除となるわけではありますが、それではこれまで受給されている方々、これは貸与扱いとなる考えでございますが、この条例改正に当たって何名の方が返還免除となるのか、お答えください。そしてまた、この返還免除対象者以外の方の理由も併せてお聞かせください。

○学校教育課長（松丸真治） お答えいたします。

現在、奨学金の返還をされている方は16名でございます。今回の改正で対象となる方は、7名でございます。

理由といたしましては、対象になる方につきましては市内居住ということになっております。

○10番（阿部真一） この奨学金に関しては一般質問でも上げさせていただいておりますので、また一般質問のほうでより深く質疑をさせていただきたいというふうに考えております。

では、現在の奨学金の返還をされている方は16名ということでございます。昨年の決算の数字から見ると、恐らく2,500万円の残高が残ってる形になってたと思います。今回の改正で対象になる方は7名ということで、この7名の方への免除についての周知、これはどのように行っていくのか、お答えください。

○学校教育課長（松丸真治） お答えいたします。

議会議決後、返還免除対象者全員に文書を送付し、周知いたします。なお、別府市ホームページ等でも周知する予定でございます。

○10番（阿部真一） 免除される方、されない方が出てくると思います。その分で担当課はしっかり制度説明ができるように、現場でも対応していただきたいというふうに思いますし、ホームページ等でお知らせするのもあれなんですけど、7名の方であれば、直接連絡取っていただいたほうがいいのかというふうに個人的には思ってますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、最後の項に移らせていただきます。

議第31号別府市空き家等対策条例の一部改正についてでございます。

空き家対策は全国でもいろいろな条例改正が行われ、今後、いろんな地方行政においても、先ほど企業オフィス誘致でもありましたが、こういった直接市の政策に反映する部分の改正の可能性がございます。今後法改正が行われて、別府市も条例改正を行うわけでありましたが、今後の取組や施策についてどのように反映していくのか、またどのような可能性があるのか、お答えいただけますか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

この改正空家法は、空き家対策を進める自治体の取組を積極的に支援するもので、今回条例を改正することで、空き家の活用拡大、適切な管理が行き届いていない管理不全空き家などに対する管理の確保、さらには、倒壊の危険性のある特定空き家などの除却等に総合的に取り組むことが可能となり、法律を補完し、より効果的な対策を実施するため、条例を改正するものでございます。

○10番（阿部真一） それでは、現段階で別府市も様々な空き家に対しての取組を行ってるとお思います。先ほど条例の変更上の大きな変更点は理解できましたが、より具体的にどのようなことが可能になるのか、それはお答えできますか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

初めに、空き家の管理、活用の拡大といたしまして、NPO法人などを空家等管理活用支援法人に指定し、空き家プラットフォームとしての機能を持たせることによるサポート体制の構築、次に、管理の確保の1つ目としまして、特定空き家を未然に防止するため、管理不全空き家に対して指導・勧告を実施。なお、勧告を行った管理不全空き家については、固定資産税の住宅用地特例の適用を解除することができます。

2つ目としまして、所有者に代わって建物管理を行う管理不全建物管理制度の活用、続いて特定空き家除却等として、所有者が不存在や相続放棄された空き家の処分や修繕を所有者に代わって行う財産管理人制度の活用など、施策として行うことが可能となります。これらを踏まえまして、これまで周囲に著しく悪影響を及ぼす空き家への対応を前提として、制度的な措置を定めておりましたが、今後は、空き家の状態に応じた段階での対応を強化していくこととしております。

○10番（阿部真一） 法改正において、想定される考えられる内容とすればやはり地権者の税の問題、それを変更していく可能性があるということ、そしてまた空き家を活用した今後の経済活動の利便性というのも考えられると思います。

それでは、こういった法改正の中でこの空き家の近所に住まわれている住民の方、そして空き家になるであろう、担い手がいなかったり、独り身の世帯であったりしたときに、自分の家がどのようになっていくかというのは、この条例の改正によって可能性としていろいろな活用方法が見出せると思います。その辺を今後法制度の改正や条例の改正を行うことで、別府市の市民に対しての周知とこの別府市に対しての効果、それはどのように想定できますか、お答えください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

今回の法律や条例の改正により、既に取り組んでいるもの、さらには今後進めていこうとしている施策についても、より円滑化されることで、市民に寄り添った使い勝手のよい効果的なものになるというふうに考えております。

○10番（阿部真一） 今回この条例を改正するという事で、担当課も今まで空き家の政策については苦慮されているところもあろうかと思えますし、経済的な面を考えると他課にまたがる問題もあります。今回この条例を改正するという事で、やはり居住目的のない

空き家はこの20年間でおよそ1.9倍に増えております。別府市内の空き家に対する調査研究も、詳細に今後行っていただきたい。増えることがあっても減ることはこの空き家というのではない現状があります。

今後、法律が改正された趣旨も、空き家の対策で見出せる新しい政策も、地方行政が担う急務の課題であるというふうに考えております。国等もいろんな政策を打ち出して指針を講じることとは思いますが、この別府市に住んでいる別府市民の方がこの制度を活用しやすい制度にしていただきたい。それは本市の政策立案に期待しているところでございます。

今後、この条例改正を少しでも市民の方に周知していただいて、市民に寄り添った行政運営を行ってください。そのために担当課の取組には今後注視していきたいと思っておりますし、ぜひ、ここが踏ん張りどころかと思っておりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

今後、様々な場面でこの空き家対策に対しては選択をする場面が出てくると思いますが、市長をはじめ、大きな課題に関しては政治的な決断も必要になってくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

以上で私の議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○16番(穴井宏二) 16番、穴井でございます。では、早速議案質疑に入らせていただきたいと思っております。

まず、最初の項目でございますけれども、住居表示についてでございます。

この住居表示に要する経費の不用額が約3,000万円計上されております。現在の進捗状況についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、順調に推移をしているのかどうか、また、若干の遅れは出ているのかどうか、この事業についてお聞きしたいと思っております。

○政策企画課長(清末 妙) お答えします。

令和5年度は3,500世帯の住居表示を実施する予定で予算を積算しておりましたが、今年度実施しました東荘園、緑丘町、荘園北町の3町の実施世帯数は約1,800世帯でしたので、少し遅れている状況です。

住居表示は、平成2年度以来約30年ぶりに今年度実施いたしました。本格実施初年度であり、また、行政サービスの根幹である住所を変更する業務でありますので、庁内の各業務との調整や、住民の皆さんへの丁寧な説明など、円滑に実施するための環境を整え、慎重を期して取り組む必要があり、実施に至る町数が当初見込んでいたほどには増えなかったため、不用額が生じたものです。

○16番(穴井宏二) 理由は分かりました。

では、この事業計画、これはいつまでを予定しておりますか。

○政策企画課長(清末 妙) お答えします。

令和7年度までの3年間を予定しております。令和7年度としておりますのは、自治体標準システムの導入時期の国の示す目標年度が令和7年度となっているためです。

○16番(穴井宏二) では、令和7年度までの計画ということでございましたけれども、計画どおりいくのかどうか、間に合うのか、そこら辺はどのように捉えておりますか。

○政策企画課長(清末 妙) お答えします。

今年度実施を終えて、住居表示実施のためのノウハウを一定程度得られたと感じております。住民説明の手法、行政サービスのデータ更新作業の方法、マイナンバーカード等実施後の対応など実際に実施する中で見えてきた課題もありますが、その都度調整、克服しながら取り組んでまいりました。

今後も自治体標準システム導入の進捗も見ながら、住居表示の実施に一層加速・強化して取り組み、二重住所の解消に努めてまいります。

○16番(穴井宏二) この二重住所の解消は、非常に住民にとってもメリットがあることで

ございますので、ぜひとも慎重に、また順調にいくように取り組んでもらいたいと思います。

以上でこの項を終わります。

では続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の減額について、五、六点お聞きしたいと思います。

この予算に対しまして、今までどのような接種の推移であったのか、また、今回経費の減額が大きい額で出ておりますけれども、その理由などをお聞きしたいと思います。最初にワクチン接種に要する経費の減額の理由について、説明をお願いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

減額の要因といたしましては、令和5年度の接種見込み数が当初の見込みを下回ったことに加え、国から令和5年度の市町村の接種体制について、これまでのように短期間で集中的に接種する状況は見込まれず、令和6年度以降の定期接種化を見据えた個別医療機関を中心とする体制へ移行することが適当であるとの見解が示され、これまで全額補助であった補助金に上限が設定されたことから、別府市として今後の接種者の見込みなどから、集団接種の終了やコールセンター運営体制を縮小するなど、接種体制の見直しを行ったことによるものです。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では、今御答弁あった中で、接種体制を縮小したとのことでございます。接種者の数としては、当初の見込みからどの程度の見込みであったのか、また集団接種の終了、そしてまたコールセンターを縮小したことによる何か影響はなかったのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

当初の想定では年間8万5,000回の接種見込みとしておりましたが、現時点での見込みは6万回を割り込むものと想定しております。

また、集団接種会場の終了やコールセンターを縮小したことによる影響でございますが、5月から開始された令和5年度春開始接種数が見込みを下回ったため、9月以降に開始される令和5年度秋開始接種についても、さらに接種数が減少する見込みとなりまして、集団接種の終了及びコールセンターの縮小についても、大きな混乱が生じるような影響はございませんでした。

○16番（穴井宏二） では、接種者が予想を下回った、その原因はどう捉えているのか。また、接種者が見込みを下回ったとのことでしたが、感染者数の推移はどのように推移したかどうか、これも御答弁をお願いします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことが、大きな要因であるのではないかと考えております。また、ウイルス株が変異していくことにより、重症化する傾向が下がってきたことも、積極的に接種を希望することがなくなった一因であると考えられます。

また、感染症数の推移でございますが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更になったことに伴い、感染者数の発表について、インフルエンザと同様に定点観測による週ごとの発表となりました。5月8日以降の東部管内の発生状況の調査によりますと、5類移行直後から6月下旬までは定点当たりの患者数が6を切る状況でしたが、7月以降感染者数が増加し、7月17日の週から8月28日の週末までの7週連続で警報レベルとなる20を超える状況となり、7月の24日の週にピークとなる定点当たりの患者数が30.5となりました。その後、9月から1月中旬まで警報レベルまでの患者数とはなっていませんでしたが、再び感染者数が増加し、1月15日の週から1月29日の週の3週連続で警報レベルとなる定点当たりの患者数が20を超える状

況となり、1月の22日の週に23.33を記録いたしました。2月5日の週以降は警報基準を下回る数値となっており、減少傾向となっております。

- 16番（穴井宏二）ではこの項目最後に、今年度は去年の7月から8月にかけて第9波が来ました。また、1月中旬から冬にかけて第10波と、2回の感染の波がきました。今年度のワクチンの接種数の推移はどうなっているのか、また、高齢者の方と高齢者以外の方の接種状況はどうなっているのか。ここら辺はどうなってますでしょうか。

- 健康推進課長（和田健二）お答えいたします。

今年度5月8日から9月19日までの接種を行ってまいりました令和5年度春開始接種は、オミクロン株B A. 4-5対応ワクチンを接種しており、2万5,000回の接種を行っております。接種のピークは5月で、1万回の接種を実施しております。

また、9月20日から開始された令和5年度秋開始接種はオミクロン株X B B. 1.5対応のワクチンを接種しており、1月末までで約2万8,000回の接種を行っております。接種のピークは10月で、約1万回の接種を実施しております。

それから、高齢者と高齢者以外の接種状況についてですが、全ての方が対象となっている令和5年秋開始接種についての接種状況は、65歳以上の高齢者は約3万9,000人に対し1万9,000回接種で、約49%の接種率となっております。64歳以下は7万4,000人に対し約8,000回の接種で、約11%となっております。65歳以上が主な対象者である令和5年春開始接種では、65歳以上人口3万9,000人に対し、約2万1,000回の接種で、約54%となっております。

来年度から定期接種化になるとの国の方針が示されております。今後も国の方針を注視しつつ、指定医療機関の協力を得ながら、公衆衛生の向上に努めていきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二）しっかり予算が無駄にならないような取組、また来年度から定期接種化になりますので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

以上でこの項は終わります。

では続きまして、補正予算書22ページでございます0166事業、市民税賦課に要する経費の追加額についてお聞きしたいと思いますけども、この項目では、住民税システム改修業務委託料1,045万6,000円とございますけども、これはどのようなものなのかお答えをお願いします。

- 市民税課長（佐保博士）お答えいたします。

これは令和6年度の税制改正で行われる、定額減税に対応した基幹系のシステム改修となります。個人住民税におけるこの特別控除の額は、本人が1万円、さらに控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円がプラスされるものでありますが、給与所得に係る特別徴収の場合や、公的年金等の所得に係る特別徴収の場合、そして普通徴収の場合における、特別減税額の算出やそれぞれの納期における徴収等に関しまして、現行のシステムを大幅に改修する必要があります。

具体的には、課税に伴うデータベースの改修やオンライン画面の改修、納税通知書等に出力する帳票の改修が主なものとなります。

- 16番（穴井宏二）このシステムの改修でございますけども、税制に関わる国の経済対策であると思いますが、国からの交付金等はないのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

- 市民税課長（佐保博士）お答えいたします。

補正予算書12ページの歳入で計上しておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加額として、同額の1,045万6,000円を計上し、国の交付金として100%補填されるものであります。

- 16番（穴井宏二） 令和6年度の税制改正で行われる定額減税ということでございますけれども、デフレ脱却のための総合経済対策において、一時的な措置としまして令和6年の所得税と住民税からそれぞれ減税しようと思われましても、賃金上昇が物価に追いついていない市民の負担を緩和するためにも、スムーズに、また間違いがないようにいくように、ぜひとも進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、この項につきましては終わらせていただきたいと思います。

続きまして、0867事業の認可外保育施設助成に要する経費の追加額でございますが、この認可外保育施設助成金としまして、今回補正予算におきまして49万1,000円を計上しておりますけれども、この内容について説明をお願いします。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

令和5年3月時点において、市内には認可外保育施設が13か所ございます。主に事業所の職員の子どもの対象とした事業所内保育を行う施設はそのうち10か所、このうち5か所は内閣府の補助を受けて運営する企業主導型保育施設でございます。

認可外保育施設助成金は、別府市に所在する認可外保育施設の安全かつ健全な保育環境の確保及び保育内容の充実を図るため、同保育施設に入所している乳幼児の人数に応じて助成金を交付する事業でございます。別府市内の保護者の就労などで保育が必要な乳幼児を5人以上受け入れ、かつ、他の運営費助成を受けてない施設を対象としています。

令和5年度は6施設に助成しておりますが、入所児童が当初の見込みを上回ったため増額補正を計上させていただきました。

- 16番（穴井宏二） 続きまして、多子世帯保育料無償化補助金は265万2,000円の追加額となっておりますけれども、この多子世帯保育料無償化補助金の内容、また追加額となった要因について説明をお願いします。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

多子世帯保育料無償化補助金でございますが、保護者の就労などの理由で認可外保育施設を利用する戸籍上第2子以降の3歳未満児の保護者に対して、保育の利用に係る経費を月額3万5,000円を上限として助成する事業でございます。令和2年度までは、認可保育所利用児童のみ対象としていた事業を、令和3年度から認可外保育施設利用児童も対象に拡充して実施しております。

令和5年度の助成対象児童は61名で、市外の施設も合わせ15か所の認可外保育施設を利用しており、待機児童の解消にもつながっております。対象児童及び助成対象経費が当初の見込みを上回る見込みであるため、増額補正を計上させていただきました。こどもまんなか社会実現のため、これからも就学前保育施設に対する様々な支援、これを継続してまいります。

- 16番（穴井宏二） では、しっかりとした取組をよろしくお願いいたします。

では続きまして、事業番号1131、地震津波等被害防止対策に要する経費についてお聞きしたいと思います。

この経費でございますけれども、約2,100万円の減額になっております。令和5年度におきまして、防災危機管理課では防災対策にしっかり取り組み、多くの事業を行っておりますけれども、この事業につきまして減額となった対象工事はどのような工事なのか、お聞きしたいと思います。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

令和3年度から事業着手をし、市内3番目となる内竈防災備蓄倉庫整備に関わる工事となります。

- 16番（穴井宏二） 市内3番目となる防災備蓄倉庫ということでございますけれども、対象工事の主な内容について説明をお願いしたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

防災備蓄倉庫整備事業は、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震の教訓を生かし、また今後、発生確率の高いとされている南海トラフの巨大地震に備え整備してまいりました。

内竈防災備蓄倉庫は、内竈多目的広場内に鉄骨造りで平家建てで、延べ床面積約286平方メートルにて新築いたしております。

○16番（穴井宏二） 今、課長おっしゃいました南海トラフ地震、また、ちまたでは日向灘沖地震とか、別府湾とも言われておりますけども、非常に今回の能登半島地震のように、近海で大きな地震が起こりますと津波等が早く来ると予想されておりますので、しっかりそこら辺も含めて取組を期待したいと思います。

では、この項につきましては終わらせてもらいます。

では最後に、議第4号についてお聞きしたいと思います。

補正予算のうち4413事業、介護予防サービス給付に要する経費、また4441、地域密着型介護予防サービス給付に要する経費の減額、併せてお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

まず、それぞれの経費において実施されている介護サービスの種類、これはどうなっているのか、答弁をお願いします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

4413、介護予防サービス給付に要する経費につきましてのサービス種別は8種類ございまして、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、そして特定施設入居者生活介護を行っております。

次に、4441、地域密着型介護予防サービス給付に要する経費でのサービス種別は3種類ございまして、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを行っております。

○16番（穴井宏二） 様々な事業があるということでもございました。

それで、この2つの経費につきましては、事業の名前が非常に似ております。そのそれぞれの事業について、対象者の違いはあるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

介護予防における経費としまして、予算上この2つの経費の中での対象者は、要介護認定における要支援1から2の方などとなっております。そのうち、4441、地域密着型介護予防サービス給付に要する経費につきましては、地域密着型として、原則別府市民を対象としております。

なお、さらに支援の必要となる要介護1から5の方はまた別の経費において、さらにより多くのサービス提供が行われております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。4413の介護予防サービス給付に要する経費は増額補正をしております。また一方で、4441、地域密着型介護予防サービス給付に要する経費は減額となっておりますけども、これについて、明確に答弁できるかどうかは分かりませんが、増減理由が分かればお答えをしていただきたいと思います。

また、最後に、それぞれの介護サービスの目的・効果についてはどのように捉えているのか、答弁をお願いします。

○介護保険課長（阿南 剛） お答えいたします。

令和3年度までは、コロナ禍の影響から利用が減少傾向にございましたけれども、ここ数年、要支援1から2の認定者は増加傾向にありまして、4413、介護予防サービス給付に要する経費はサービス種類も多く、約340事業所が対応している事業経費でございますけ

ども、ここ最近サービスの利用が増加しており、増額補正となりました。

4441、地域密着型介護予防サービス給付に要する経費は、もともと御利用者が200人前後で推移しているものでございまして、年度により増減があるものの、サービスを休止した施設もあることなどから、こちらは当初の利用見込みより減となっております。

それぞれの経費につきましての目的・効果でございますけれども、冒頭に申し上げました事業を行っているところでございますが、それぞれが介護予防や認知症予防などを目的としまして、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活続けることができる支援として、本事業に取り組んでいるところでございます。

- 16番（穴井宏二）非常に大事な事業でございますので、要支援の方等の声もしっかり聞きながら、この事業、市民の方が納得いくようなサービスに取り組んでもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

- 1番（塩手悠太）1番、有志の会の塩手悠太です。早速、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

補正予算書の29ページの事業番号0293の、児童健全育成に要する経費の追加額について御質問いたします。

質疑に入る前に、この議案のほうについて私の認識に基づいて少し簡単に整理をさせていただきますと、本議案は、子どもたちに対する性被害が多くなってきているということも鑑みて、子どもたちを性被害から守るために防止対策だったり早期の発見の環境整備に取り組まなければいけないというふうに、国として昨年緊急に対策を練ったということと認識しています。その中から、特に被害の認識だったり、相談がなかなかしづらい子どもたちが多い施設の設備に対して補助をしようということ、保育所等の施設に通われている子どもたちの施設の補助、設置の補助に対して、国として文部科学省とこども家庭庁で計23億の補正予算を組んで、実際に実施しているということ、すごく国としても大きく注力していることが見てとれます。

別府市においても、1施設に当たり約10万円の補助をするということで、これで対策を進めていくということであって、保護者の方たちだったり、関係者の皆様の関心も非常に高いと思われましたので質疑をさせていただこうと思ひまして、具体的な中身について、私が気になっている点3点お伺いいたします。

まずは対象施設を40施設に定めた理由についてですが、別府市には事業概要にあるように、保育所等に該当する施設は40施設以上あると私は認識しているんですが、その中から対象施設を40施設に定めた理由について、まずはお伺いいたします。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫）お答えいたします。

子育て支援課が所管する支援対象施設に対して、本事業の実施についての意向調査を行いました。メールや電話などにより行い、申請する意向があるとの回答がありました40施設分の予算を計上したところでございます。

- 1番（塩手悠太）事前に調査をして、それを反映させた対象施設に定めたということで、その点については理解いたしました。

それでは次に、事業スケジュールと、申請を出してから実際に補助を受けられるまでの具体的な流れについてお伺いいたします。

補正予算書では繰越明許費のところ、児童健全育成事業が計上されていますが、恐らくここから見るに、5年度と6年度の年度をまたいだ事業になるというふうに思うんですが、その際にスケジュール感が少し曖昧になるかなと思いますので、実際に案内を通知する時期だったり、この事業の締切り期限というのは具体的にどういうふうに考えられているのかということ、申請を出してから実際に補助を受けられるまでの具体的な流れにつ

いてお伺いいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

新年度になりまして、4月以降に対象施設宛てに案内を行う予定でございます。その後、施設において対象となる設備を購入していただき、5月頃をめどに実績報告及び補助金の請求等を受け付け、8月頃、各施設宛てに補助金を支給する予定となっております。

議員さんおっしゃられた今回の補正予算において、児童健全育成事業として全額繰越明許の補正を計上させていただいております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。

それでは、次にそのまま関連して、具体的な対象メニューについてお伺いいたしますが、事業概要では性被害防止対策を行うことを目的に、パーテーションやカメラなどというふうに記載されていますが、他市のほうではそれに加えて簡易的な更衣室だったり、簡易扉というところをメニューに組み込んでいるところもあったりもするのですが、別府市として具体的にどういったものを、設備メニューとしての対象として考えているのか。例えば具体的にカメラとかを設置する際の工事に係る経費だったりとか、例えばカメラの録画したものを保存しておくレコーダーとか、ハードウェアみたいなものとか、あとSDカードみたいな消耗品等も経費に含まれるのか。

それからもし仮に、対象外になるものもあれば、併せてお答え願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

本事業は性被害防止対策を図るための事業でございまして、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うための補助を行う事業でございます。

対象経費でございますが、本事業を実施するため必要な需要費、燃料費、印刷製本、光熱水費及び修繕料、役務費、通信運搬費手数料、また委託料、備品購入費などになります。

ただ、リースや既存の設備の改修費は対象外となっております。新規、新設の導入のみの対象となります。

また、新設導入した設備の修理は対象となりますが、既存設備の取り外し、これは対象外でございます。新規導入に必要不可欠ならその取り外しも対象となります。附属品の消耗品につきましても、新規導入に不可欠であれば対象となります。詳しいことにつきましては、またきちんと御相談していただきながら、対象となるかどうか、このようなところを各施設ごとに御判断させていただきたいと思っております。

○1番（塩手悠太） 新設導入時に必要不可欠と認められれば、設置工事だったり附属品だったり消耗品も対象になるということで、非常に寛容でかつ申請者に寄り添った優しい対応だというふうに思います。

ただ、一方でリースだったりレンタルだったり、今はやりのサブスクリプションみたいなものというのは対象外ということでしたので、先ほどの答弁を聞く限り、申請の流れというところで、まずは申請者が対象のものを購入して、それを実際に申請して受理されれば補助金が支給されるということですので、まずは申請者が対象となるものを購入してから申請するということですので、仮に対象外となるものを購入して申請に行ったけど、補助金が下りませんでしたという悲しい事態は避けるためにも、対象となるもの、それから対象外になるものというのを明確に分けて、それをしっかり周知していただくことと、後はホームページ等でQ&Aというのをしっかりと掲載をして、申請者に寄り添った対応というところを整えていただきたいということをお願いして、この項の質問は終わります。

それでは最後に、一般会計補正予算書の11ページの歳入のところの、保健衛生費負担金のうち、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金について御質問いたします。

この負担金は、新型コロナウイルスワクチンを接種した後に健康被害を感じて、従来ある健康被害救済制度というところで、国に対して申請をして、国で認定されて、その後市町村にこの給付金が下りてきて、実際に申請をした人に給付が行くという制度だというふうに認識しているんですが、今回の補正で初めて負担金として計上されておりました。ということは、実際に別府市でも、コロナワクチンを打った後に健康被害を感じて申請をして、実際にこれから認定をされた方がいらっしゃるということです。ですので、今後申請等を考えている方のために、この健康被害救済制度を利用する際、活用する際の具体的な流れについてまずお伺いいたします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、健康被害が起こることがあります。副反応による健康被害を全てなくすことは困難なことから、救済制度が設けられております。健康被害救済制度による給付は、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合に、市町村から給付が行われるものとなります。

健康被害救済給付の申請は、健康被害を受けた御本人やその家族の方が予防接種を受けたときに、住民票を登録していた市町村に行きます。申請は予防接種を受ける前後のカルテなどが必要となります。その後、市町村で必要な書類などの確認を行い、都道府県を経由して、厚生労働省へ必要書類を送付します。厚生労働省では、送付された書類に基づき、予防接種、感染症、法律など外部の専門家により構成される疾病障害認定審査会で因果関係を判断する審査が行われ、厚生労働省から市町村に審査結果が通知されます。市町村は審査結果を受け、支給できるかどうかを申請者にお知らせいたします。

○1番（塩手悠太） 非常に簡潔で分かりやすい説明ありがとうございました。

先ほどの穴井議員の質疑でもありましたように、別府市でも今まで多くのワクチン接種というのがされてきていると思いますが、1月末時点で約2万8,000回の接種が行われているということを考えると、今後も健康被害を感じて申請する方が出てくる可能性が高いということで、その際に、申請を考えている方が、まずどういうところに検索してアクセスするかって考えたときに、一番は厚労省のホームページ、それから大分県のホームページだったり、恐らく別府市のホームページにもアクセスするだろうということで、私ちょっと気になって別府市のホームページと、ほかの市町村のホームページとをちょっと見比べてみました。そうすると、ほかの市町村のホームページでは、厚労省が示している図解というか、図が入ったフローチャート形式の非常に分かりやすくかつ視覚的にも見やすいホームページの内容だったんですが、別府市の場合は文字が羅列してあって、一番最後のほうに厚労省にアクセスできるリンクが貼ってあるような感じで、少し見づらやかなというふうに感じましたので、今後、申請される方が多くなってくるといって、そういった方々のことを考えると、別府市も図解を入れて、分かりやすいフローチャートみたいなものにホームページを少し変更する必要があるというふうに思うんですが、その点について最後、お伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

他自治体のホームページ等を参考に、内容をより分かりやすく変更するように検討していきたいと考えております。

○1番（塩手悠太） 実際にワクチンを打って、その後に健康被害を感じて申請を考える方にとっては非常にこれは大きな問題だと思いますし、また申請される方も昨年から非常に増えているということも報道であって、また申請してから結果が出るまでに半年以上待っている方もいらっしゃるというお聞きしています。申請される方が申請しやすいように、早急

に別府市のホームページも分かりやすく変更をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

明日6日から10日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は11日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時12分 散会

